

地方交付税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	78
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	73
三 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（第三条関係）	69
四 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（第四条関係）	1

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

※ 「現行」は、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第一条による改正後のもの

（傍線部は改正部分）

改正案

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

測定単位

道府県	地方団体の種類	経費の種類
八 補正予算債償還費	一～七 略	

現行

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

測定単位

道府県	地方団体の種類	経費の種類
八 補正予算債償還費	一～七 略	

道府県	地方団体の種類	経費の種類
平成四年度 から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金	八 補正予算債償還費	測定単位
昭和六十二年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金	八 補正予算債償還費	測定単位

起こすことができる」とされた地方債の額

起こすことができる」とされた地方債の額

			十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成十一年度及び平成十二年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二　財源対策債償還費	平成十一年度から令和元年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額			
十三　減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額			
十四　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令和元年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額			
十五　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成三十年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額			
十六　国土強靭化施策債償還費	令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意			

			十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成十一年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二　財源対策債償還費	平成十一年度から平成三十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額			
十三　減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額			
十四　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令和元年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額			
十五　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成三十年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額			
十六　国土強靭化施策債償還費	令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意			

2 略

又は許可を得た地方債の額

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表 示
四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事 業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係 る負担金に充てるため発行について同意又は 許可を得た地方債（平成二十三年度から令和 元年度まで）までの各年度において発行につ いて同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指 定するものを除く。）の当該年度における元利 償還金及び国庫の負担金を受けないで施行し た災害復旧事業に係る経費に充てるため発行 について同意又は許可を得た地方債（平成二 十二年度から令和元年度まで）の各年度にお いて発行について同意又は許可を得た地方債 で総務大臣の指定するものを除く。）の当該	千円

2

地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道
府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、そ
れぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて
、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表 示
四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事 業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係 る負担金に充てるため発行について同意又は 許可を得た地方債（平成二十三年度から平成 三十年度までの各年度において発行につ いて同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指 定するものを除く。）の当該年度における元利 償還金及び国庫の負担金を受けないで施行し た災害復旧事業に係る経費に充てるため発行 について同意又は許可を得た地方債（平成二 十二年度から平成三十年度までの各年度にお いて発行について同意又は許可を得た地方債 で総務大臣の指定するものを除く。）の当該	千円

年度における元利償還金（⑥）に掲げるものを除く。）

（2）国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、

地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和元年度）までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金

（3）国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

年度における元利償還金（⑥）に掲げるものを除く。）

（2）国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、

地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成三十年度）までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金

（3）国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

- 6 -

（4）国庫の負担金を受けて施行した特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計

画に基づく事業に係る負担金に充てるため起
こした地方債で総務大臣の指定するものの当
該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱
害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号
）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又
は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧
事業につき同法第五十三条の規定により負担
し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規
定により支弁するために要する経費若しくは
同法第九十四条第二項の規定により補助金を
交付するために要する経費に充てるため起
した地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助
等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十
号）第二十四条第一項及び第二項に規定する
地方債の当該年度における元利償還金

四十一・四
十二 略
四十三 平
成十一年
度から平
成十四年
まで及び平成十六年度から令和元年度 までの
千円

画に基づく事業に係る負担金に充てるため起
こした地方債で総務大臣の指定するものの当
該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱
害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号
）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又
は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧
事業につき同法第五十三条の規定により負担
し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規
定により支弁するために要する経費若しくは
同法第九十四条第二項の規定により補助金を
交付するために要する経費に充てるため起
した地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助
等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十
号）第二十四条第一項及び第二項に規定する
地方債の当該年度における元利償還金

四十一・四
十二 略
四十三 平
成十一年
度から平
成十四年
まで及び平成十六年度から平成三十年度までの
千円

年度	度まで及 び平成十 六年度か ら令和元 年	度におい ての各年 度の額	各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するもの				
			度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額
十一 年度	度まで及 び平成十 六年度か ら平成三 十年度ま での各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額
可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額

千円

年度	度まで及 び平成十 六年度か ら平成三 十年度ま での各年 度の額	度におい ての各年 度の額	各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するもの				
			度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額
十 年度	度まで及 び平成十 六年度か ら平成三 十年度ま での各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額	度におい ての各年 度の額
可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額	可された地方債の額の百分の八十に相当する額

千円

千円

千
四

		可された 地方債の 額		ため平成十一年度及び平成十二年度 において特別に発行を許可された地方債の額	
		四十六 平	四十六 平	度から令 和元年度	業等に係る経費に充てるため平成十一年度から 令和元年度までの各年度において発行について までの各
		四十六 平	四十六 平	三十年度	業等に係る経費に充てるため平成十一年度から平 成三十年度までの各年度において発行について までの各
		各年度に おいて發 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額	各年度に おいて發 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額	財源対策の ため当該	財源対策の ため当該
四十八 臨	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改 正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項 の規定により平成十三年度及び平成十四年度 平成十三	四十七 略	四十八 臨	度から令 和元年度	業等に係る経費に充てるため平成十一年度から 令和元年度までの各年度において発行について までの各

千円

千円

		可された 地方債の 額		ため平成十年度から平成十二年度までの各年度 において特別に発行を許可された地方債の額	
		四十六 平	四十六 平	三十年度	業等に係る経費に充てるため平成十一年度から平 成三十年度までの各年度において発行について までの各
		四十六 平	四十六 平	三十年度	業等に係る経費に充てるため平成十一年度から平 成三十年度までの各年度において発行について までの各
		各年度に おいて發 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額	各年度に おいて發 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額	財源対策の ため当該	財源対策の ため当該
四十八 臨	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改 正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項 の規定により平成十三年度及び平成十四年度 平成十三	四十七 略	四十八 臨	度から令 和元年度	業等に係る経費に充てるため平成十一年度から 令和元年度までの各年度において発行について までの各

千円

千円

年度から 令和元年	度まで の各年度 において 特別に起 こすこと ができる こととさ れた地方 債の額
(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすこととされた地方債の額	において起こすことができる」とされた地 方債の額
(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	において起こすことができる」とされた地 方債の額
(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	において起こすことができる」とされた地 方債の額
(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすこととされた地方債の額	において起こすことができる」とされた地 方債の額

年度から 平成三十 年	度まで の各年度 において 特別に起 こすこと ができる こととさ れた地方 債の額
(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすこととされた地方債の額	において起こすことができる」とされた地 方債の額
(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	において起こすことができる」とされた地 方債の額
(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	において起こすことができる」とされた地 方債の額
(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすこととされた地方債の額	において起こすことができる」とされた地 方債の額

すことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

千円

すことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法
第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度及び平成三十年度において起こすことができることとされた地方債の額

千円

令和元年	四十九 平成二十三 年度から	(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的とし
------	----------------	-------------------------------------------------------------------------------------

平成三十	四十九 平成二十三 年度から	(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的とし
------	----------------	-------------------------------------------------------------------------------------

度まで

の各年度

において

東日本大

震災全国

緊急防災

施策等に

要する費

用に充て

るため發

行につい

て同意又

は許可を

得た地方

債の額

(2)

全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から令和元年度までの各年は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額(1)に掲げるものを除く。)

千円

456 略

費	五十 国土 強靭化 施 策 債 償 還	方債で総務大臣の指定するものの額

年度まで

の各年度

において

東日本大

震災全国

緊急防災

施策等に

要する費

用に充て

るため發

行につい

て同意又

は許可を

得た地方

債の額

(2)

全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から平成三十年度までの各年は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額(1)に掲げるものを除く。)

4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるところとする。
5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるところとする。
6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要が生じた場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならぬ。

(測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階

二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要す

る経費の額が測定単位の数値の増減に応じて遞減し、又は遞増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政機能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて遞減し、又は遞増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政機能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に

応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができるか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乘じて得た数値を合算した数値を当該率を乘じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

□ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政機能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乘じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする度合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乘じないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の度合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれの割高となる度合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乗じて得た数を当該率を用いないで算定した数値で除し

5

前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行ふものとする。

道府県 類	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位		補正の種類
			道府県 類	地方団 体の種 類	
六 略	五 略	福 祉 費	4 高齢者保健 1 略 3 略	四 厚生労働費 三 略 2 河川費 1 略 3 略	一 略 二 土木費 河川の延長
口	口	六十五歳以上人			
密度補正	び態容補正	段階補正、密度補正及			態容補正

5

前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行ふものとする。

道府県 類	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位		補正の種類
			道府県 類	地方団 体の種 類	
六 略	五 略	福 祉 費	4 高齢者保健 1 略 3 略	四 厚生労働費 三 略 2 河川費 1 略 3 略	一 略 二 土木費 河川の延長
口	口	六十五歳以上人			
密度補正	び態容補正	段階補正、密度補正及			密度補正及び態容補正

て得た数値の合計数に一を加えて算定する。

世帯数	徴税費	略	八	還費	略	2	七	八	略	補正予算債償	略	1
発行について同	源に充てるため	の補正予算等に	係る事業費の財	年度において国	元年度までの各	六年度から令和	まで及び平成十	ら平成十四年度が	平成十一年度が			

段階補正

種別補正

八
還費
七
略
2
補正予算債償
略
1
徵稅費

世帯数	昭和六十二年度	から平成十年度	までの各年度に	おいて国の補正	予算等に係る事	業費の財源に充	てるため発行を	許可された地方	債に係る元利償	還金	平成十一年度か	ら平成十四年度	まで及び平成十	六年度から平成	三十年度までの	各年度において	めの補正予算等	に係る事業費の	財源に充てるた	め発行について
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

段階補正及び態容補正	種別補正	種別補正
------------	------	------

九 地方税減収補 填債償還費	意又は許可を得 た地方債の額	地方税の減収補 填のため平成十 一年度から令和 元年度までの各 年度において特 別に発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	十 臨時財政特例 債償還費		
			額	臨時財政特例対 策のため平成十 二年度	臨時財政特例対 策のため平成十 一年度及び平成 十二年度
十 一 財源対策債 償還費	額	額	額	額	額
源対策のため当 年の各年度の財 源対策のため當 ら令和元年度ま で平成十一年度か る平成十一年度か る令和元年度ま での各年度の財	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正

九 地方税減収補 填債償還費	意又は許可を得 た地方債の額	地方税の減収補 填のため平成十 一年度から平成三 年度までの各 年度において特 別に発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	十 臨時財政特例 債償還費		
			額	臨時財政特例対 策のため平成十 二年度までの各 年度から平成十 一年度における特 別に発行を許可 された地方債の 額	臨時財政特例対 策のため平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額
十 一 財源対策債 償還費	額	額	額	額	額
源対策のため当 年の各年度の財 源対策のため當 ら平成三十年度ま で平成十年度か る平成十年度か る令和元年度ま での各年度の財	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正

				該各年度において発行について 同意又は許可を得た地方債の額
				十二 減税補填債
				個人の道府県民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十一年度か ら平成十八年度 までの各年度の 減収を補填する ため当該各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額
				種別補正

				該各年度において発行について 同意又は許可を得た地方債の額
				十二 減税補填債
				個人の道府県民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十一年度か ら平成十八年度 までの各年度の 減収を補填する ため当該各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額
				種別補正

還費	八 補正予算償償	五 七 略	5 略	福祉費	4 高齢者保健	1 3 略	四 厚生費	3 4 略	2 中学校費	1 小学校費
			口	七十五歳以上人	口	六十五歳以上人		学級数	生徒数	学級数
				密度補正	び 態容 補正	段階 補正、密 度補正及		態容 補正及び 寒冷補正	密度 補正	態容 補正及び 寒冷補正

業費の財源に充 てする事	予算等に係る事 について	までの各年度に おいて国の補正 から平成十一年度 まで昭和六十二年 度	八 補正予算償償	五 七 略	5 略	福祉費	4 高齢者保健	1 3 略	四 厚生費	3 4 略	2 中学校費	1 小学校費
					口	六十五歳以上人		学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数
			種別補正			び 態容 補正	段階 補正、密 度補正及		態容 補正及び 寒冷補正	密度 補正	態容 補正及び 寒冷補正	密度 補正、態容 補正及

種別補正	還金	許可された地方債に係る元利償	てるため発行を	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるための補正予算等に同意又は許可を得た地方債の額	発行について同様に充てるための補正予算等に同意又は許可を得た地方債の額	地方税の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可	種別補正

種別補正	還金	許可された地方債に係る元利償	てるため発行を	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度までの各年度において国に係る事業費の財源に充てるための補正予算等に同意又は許可を得た地方債の額	発行について同様に充てるための補正予算等に同意又は許可を得た地方債の額	地方税の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可	種別補正

種別補正	種別補正	額	を得た地方債の
十二 償還費	十一 償還費	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	臨時財政特例対 策のため平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額
十二 減税補填債	十一 財源対策債	平成三十年度から 平成三十年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	臨時財政特例
八年度まで及び 六年度から平成 税等による特別減 税に係る特別減 税による平成 八年度まで及び	種別補正	種別補正	臨時財政特例

平成十一年度か

ら平成十八年度

までの各年度の

減収を補填する

ため当該各年度

において特別に

起こすことがで

きることとされ

た地方債の額

十三 臨時財政対

策債償還費

度から令和元年

度までの各年

度において特別

起こすことがで

きることとさ

れた地方債の額

十四 東日本大震

災全国緊急防災

から令和元年度

までの各年度

において東日本

大震災全国緊急

防災施策等に要

平成十一年度か

ら平成十八年度

までの各年度の

減収を補填する

ため当該各年度

において特別に

起こすことがで

きることとされ

た地方債の額

十三 臨時財政対

策債償還費

度から平成三十

年度までの各年

度において特別

起こすことがで

きることとさ

れた地方債の額

十四 東日本大震

災全国緊急防災

施策等債償還費

から平成三十年

度までの各年度

において東日本

大震災全国緊急

防災施策等に要

種別補正

種別補正

する費用に充て るため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	十五 國土強靱化 施策償還費	令和元年度にお いて國土強靱化 施策に要する費 用に充てるため 発行について同 意又は許可を得 た地方債の額	種別補正
------------------------------------------------	-------------------	--------------------------------------------------------------------------	------

する費用を充て

るため発行につ

にて同意又は許

の額

種別補正

の額

する費用を充て

るため発行につ

にて同意又は許

6 前条第一項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人

前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。

□にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行ふものとする。
段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う
場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の
率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率
を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗し、
又は加算して得た率によるものとする。

8 権能等の差によつて区分するものとする。
表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政
ところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を
態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定める

9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めると
ころにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ことに、市町村の区域によ
つて区分するものとする。

10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地
方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第
二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織してい
る地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値
の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることがで
きる。

11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところ
により、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正す
るものとする。

12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、
総務省令で定める。

附 則

（令和二年度分の交付税の総額の特例）

第四条 令和二年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一
号から第三号までに掲げる額の合算額に三千五百億円を加算した額か
ら第四号から第六号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災
に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要
があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して
地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五
条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てる

（令和元年度分の交付税の総額の特例）

第四条 令和元年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一
号から第四号までに掲げる額の合算額に千百七十二億円を加算した額か
ら第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災
に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要
があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して
地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五
条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てる

ための三千四百二十三億四千九百一万二千円 を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第一項及び第三項の規定において令和二年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千六百八十七億円（削る）

ための三千七百五十四億千八百五十八万六千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項 の規定において令和元年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち、二千四百六十一億円

三 令和元年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額 六千四百九十五億八千八十二万円

四 令和元年度における借入金の額に相当する額 三十一兆二千百二十二億九千五百四十万八千円

五 令和元年度における借入金の額に相当する額 三十一兆二千百二十億九千五百四十万八千円

六 令和元年度における借入金の額に相当する額 三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

五 令和二年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百七十一億円

六 令和元年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百九十二億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和二年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（令和三年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

円

（令和二年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 令和三年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和三年度から令和三十四年度までの各年度に限り、当該各年度分とし

第四条の二 令和二年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和二年度から令和三十四年度までの各年度に限り、当該各年度分とし

て交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

3 令和三年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	一千六百五十六億円
令和五年度	一千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円

て交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

3 令和二年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和二年度	二千五百三十三億円
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	一千六百五十六億円
令和五年度	一千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円

令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額及び旧法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額を令和三年度から令和十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和三年度にあつては前項

の規定による額から三千四億四千二百四十八万二千円を、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千八万二千円をそれぞれ減額した額とする。

5・6 略

令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額及び前条第三号に掲げる額に相当する額を令和二年度から令和十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和二年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、令和三年度にあつては同項の規定による額から三千四億四千二百四十八万二千円を、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千八万二千円をそれぞれ減額した額とする。

5 令和四年度から令和八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、令和四年度

から令和八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円をそれぞれ減額する。

6 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(令和三年度及び令和四年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三

令和三年度及び令和四年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2

前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」といいう。）で令和三年度及び令和四年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十八号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨

時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため

必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)

第五条の三 略

2
略

(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)

第六条

当分の間、各地方団体に対しても交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	人口減少等特 別対策事業費	人口	一人につき 一、七〇〇円
市町村	人口減少等特 別対策事業費	人口	一人につき 三、四〇〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参照して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口
人	表示単位

(地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入)

第五条の四 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	单 位 費 用	
			市町村	道府県
事業費	地域社会再生	人口	一人につき	一、九五〇
		円	一人につき	一、九五〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎
	表示単位

人口

官報で公示された最近の国勢調査の結果に
よる当該地方団体の人口

(令和二年度から令和四年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要

額の算定方法の特例)

第六条 令和二年度から令和四年度までの各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和二年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和三年度及び令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 一兆七千二百十一億二千四百二十九万二千円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆四千八十六億三千百七十万九千円 に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和元年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得

額の算定方法の特例)

第六条の二 令和元年度分 の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額

とする。

一 一兆七千八百五十三億四百七十四万千円 に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆四千七百十五億三千二百二十五万九千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

た数値

二 平成三十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改する法律（平成三十一年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則

第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十九年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十七年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

一 平成三十年度における基準財政収入額を旧法

第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十九年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十七年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十六年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合に

おける基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（国土強靭化施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

（削る）

第六条の三 地方団体が令和元年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靭化のための施策に要する費用に充てるために令和元年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、令和二年度以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第六条の二 略

（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第六条の四 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。

（令和二年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

2 略

（令和元年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和二年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき

普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）
、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）
税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第一号。以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する

第七条の四 令和元年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき

普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）
、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）
、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する

法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得稅法等改正法」という。）、所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得稅法等改正法」という。）、所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得稅法等改正法」という。）、所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得稅法等改正法」という。）、所得稅法等の一部を改正する等の法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得稅法等改正法」という。）及び所得稅法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号。以下この条において「令和二年所得稅法等改正法」といいう。）の施行による個人の道府県民稅に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方稅法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方稅法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得稅法等改正法、平成二十六年所得稅法等改正法、所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得稅法等改正法」という。）、平成二十八年所得稅法等改正法、平成二十九年所得稅法等改正法、平成三十一年所得稅法等改正法及び平成三十一年所得稅法等改正法の施行による

法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得稅法等改正法」という。）、所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得稅法等改正法」という。）、所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得稅法等改正法」という。）、所得稅法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得稅法等改正法」という。）、所得稅法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得稅法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民稅に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方稅法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方稅法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得稅法等改正法、平成二十六年所得稅法等改正法、所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得稅法等改正法」という。）、平成二十八年所得稅法等改正法、平成二十九年所得稅法等改正法及び平成三十一年所得稅法等改正法の施行による

法人の道府県民税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

法人の道府県民税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

亦 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法

法人の道府県民税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

亦 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法

等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号亦において「平成二十八年改正前的地方税法」という。）に規定する自動車取得税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト

平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ

平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ

平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、

等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年改正前的地方税法（次号亦において「平成二十八年改正前的地方税法」という。）に規定する自動車取得税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト

平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ

平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ

平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、

平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一
年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、震災特例法、震災
特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税
法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、震災特例法、震災
特例法改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税
法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改
正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改
正法の施行による個人の市町村民税に係る令和二年度の東日本大震災
に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災
特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、
平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平
成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成
二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和
二年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和二年
度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところに
より算定した額

平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、平成二
十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一
年地方税法等改正法、震災特例法、震災
特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税
法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税
法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法
の施行による個人の市町村民税に係る令和元年度の東日本大震災
に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災
特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、
平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平
成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成
二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法
の施行による法人の市町村民税に係る令和元年
度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところに
より算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成三十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定

方法の特例)

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成三十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定

方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和二年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

（令和二年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条 令和二年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和二年度震災復興特別交付税額

（旧法附則第十二条第一項の規定により令和二年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額）の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千四百二十三億四千九百一万二千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和二年度分として交付すべき特別交付税の額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和二年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和二年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和元年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

（令和元年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条 令和元年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）、九百五十億円及び令和元年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和元年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額）の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千七百五十四億千八百五十八万六千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和元年度分として交付すべき特別交付税の額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、九百五十億円及び令和元年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和元年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(令和二年度震災復興特別交付税額の一部の令和三年度における交付等)

第十二条 令和二年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和二年度震

災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興

事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令

和二年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額を令

第十二条第一項の規定により令和二年度分として交付すべき交付税の総額

に加算された旧法附則第十一條に規定する令和元年度震災復興特別交付税

額の一部のうち、令和二年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二

項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額

として、令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付する

ことができる。

2 前項の規定により令和二年度震災復興特別交付税額の一部を令和三年度

分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべ

き普通交付税の総額は、同項の規定による令和二年度震災復興特別交付税

額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和三年度分の交付税

の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交

付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除し

た額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交

付税の総額は、前項の規定による令和二年度震災復興特別交付税額の一部

の加算がなかつたものとした場合における令和三年度分の交付税の総額か

ら返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び

同項の規定により加算された令和二年度震災復興特別交付税額の一部の合

算額を加算した額とする。

(令和元年度震災復興特別交付税額の一部の令和二年度における交付等)

第十二条 令和元年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和元年度震

災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興

事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令

和元年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額を令

第十二条第一項の規定により令和元年度分として交付すべき交付税の総額

に加算された旧法附則第十一條に規定する平成三十年度震災復興特別交付

税額の一部のうち、令和元年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二

項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額

として、令和二年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付する

ことができる。

2 前項の規定により令和元年度震災復興特別交付税額の一部を令和二年度

分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべ

き普通交付税の総額は、同項の規定による令和元年度震災復興特別交付税

額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和二年度分の交付税

の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交

付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除し

た額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交

付税の総額は、前項の規定による令和元年度震災復興特別交付税額の一部

の加算がなかつたものとした場合における令和二年度分の交付税の総額か

ら返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び

同項の規定により加算された令和元年度震災復興特別交付税額の一部の合

算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の

特例)

第十三条 令和二年度及び令和三年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

則第十二条第一項の規定により加算された附則第十三条に規定する令和二年年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(令和二年度及び令和三年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和元年度及び令和二年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

貞第二十二条第一項の規定により計算された附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(令和元年度及び令和二年度における交付時期)」とに交付すべき額の特例

)

)

第十四条 令和二年度及び令和三年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額」の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和二年度にあつては「当該年度の交付税の総額」とあるのは、令和二年度にあつては「当該年度の交付税の総額」から附則第十一條に規定する令和二年度震災復興特別交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一條に規定する令和元年度震災復興特別交付税額のうち令和元年度において交付された額を控除した額」と、令和三年度にあつては「当該年度の交付税の総額」から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一條に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度において交付された額を控除した額」とす

第十四条 令和元年度及び令和二年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額」の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和元年度にあつては「当該年度の交付税の総額」から附則第十一條に規定する令和元年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一條に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額のうち平成三十年度において交付された額を控除した額」と、令和二年度にあつては「当該年度の交付税の総額」から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一條に規定する令和元年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額のうち令和元年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 令和二年度及び令和三年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付

第十五条 令和元年度及び令和二年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付

すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和四年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならぬ。

4・5 略

すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2

前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 令和三年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項

別表第一（第十二条第四項関係）

		道府県		類	地方団
		一 警察費		経費の種類	
		二 土木費	1 道路橋り	測定単位	
河川費	2	よう費	道路の面積	警察職員数	測定単位
河川の延長	一キロ	き ルにつ メート 一キロ	道路の延長	千平方 メート 一キロ	一人に つき
	一八四、 〇〇〇	一、九五三、 〇〇〇	一三五、 〇〇〇	八、三七二、 〇〇〇	八、三七二、 〇〇〇 円

別表第一（第十二条第四項関係）

		道府県		類	地方団
		一 警察費		経費の種類	
		二 土木費	1 道路橋り	測定単位	
河川費	2	よう費	道路の面積	警察職員数	測定単位
河川の延長	一キロ	き ルにつ メート 一キロ	道路の延長	千平方 メート 一キロ	一人に つき
	一八七、 〇〇〇	一、九四八、 〇〇〇	一三五、 〇〇〇	八、二九六、 〇〇〇	八、二九六、 〇〇〇 円

」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

3 高 等 学 校	2 中 学 校 費	1 小 学 校 費	三 教 育 費	4 その 他の 土木費										3 港 湾 費	
教職員数	教職員数	教職員数	人口	の延長	る外郭施設	漁港におけ	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	る係留施設	港湾における	港湾費	
一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	き ル に つ	メ ート	
六、 五九七、 〇〇〇 〇	六、 一二四、 〇〇〇 〇	六、 〇五六、 〇〇〇 〇	六、 二七〇	一、 四三〇	五、 一〇〇	五、 二〇〇	五、 八六〇	二八、 七〇〇							

3 高 等 学 校	2 中 学 校 費	1 小 学 校 費	三 教 育 費	4 その 他の 土木費										3 港 湾 費	
教職員数	教職員数	教職員数	人口	の延長	る外郭施設	漁港におけ	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	る係留施設	港湾における	港湾費	
一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	き ル に つ	メ ート	
六、 五九六、 〇〇〇	六、 一三七、 〇〇〇	六、 一六三、 〇〇〇	一、 三〇〇	五、 七四〇	一〇、 三〇〇	六、 〇三〇	二八、 五〇〇								

3 費 衛生費	2 費 社会福祉	1 生活保護費	四 厚生労働費				5 その他の 教育費	4 特別支援 学校費	費			
人口	人口	町村部人口	の数	童及び生徒	の幼児、児	私立の学校	校及び大学	高等専門学	人口	学級数	教職員数	生徒数
つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	につき 一四、九〇〇	二九七、五〇〇	二一二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	三、二三〇	一学級 二、二一四、〇〇〇	五、九一八、〇〇〇	五七、一〇〇

3 費 衛生費	2 費 社会福祉	1 生活保護費	四 厚生労働費				5 その他の 教育費	4 特別支援 学校費	費			
人口	人口	町村部人口	の数	童及び生徒	の幼児、児	私立の学校	校及び大学	高等専門学	人口	学級数	教職員数	生徒数
つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	につき 一四、六〇〇	二九三、五〇〇	二二二、〇〇〇	二一三、〇〇〇	二、四三〇	一学級 二、一四一、〇〇〇	六、〇六一、〇〇〇	五六、九〇〇

	2 恩給費	1 徵稅費	六 総務費	4 商工行政	3 水産行政	費	2 林野行政	1 農業行政	五 産業經濟費	5 労働費	4 高齢者保 健福祉費
恩給受給権	世帯数	人口	水産業者数	面積	公有林野の面積	林野の面積	公有以外の	農家数	人口	上人口	六十五歳以上人口
一人に	につき	一世帯	つき	につき	一人に	タール	タール	一戸に	つき	一人に	につき
八八四、〇〇〇	五、九三〇		一、九五〇	三三五、〇〇〇		一五、四〇〇	五、二六〇	一〇七、〇〇〇		九七、二〇〇	五五、一〇〇

	2 恩給費	1 徵稅費	六 総務費	4 商工行政	3 水産行政	費	2 林野行政	1 農業行政	五 産業經濟費	5 労働費	4 高齢者保 健福祉費
恩給受給権	世帯数	人口	水産業者数	面積	公有林野の	林野の面積	公有以外の	農家数	人口	上人口	六十五歳以上人口
一人に	につき	一世帯	つき	につき	一人に	タール	タール	一戸に	つき	一人に	につき
九四五、〇〇〇	五、九八〇		一、九四〇	三三〇、〇〇〇		一五、四〇〇	五、一五〇	一〇七、〇〇〇		九五、八〇〇	五一、九〇〇

可 さ れ た 地	業 費 の 財 源	等 に 係 る 事	の 補 正 予 算	成 十 年 度 ま で の 各 年 度	に お い て 国	平 成 四 年 度	八 八 償 還 費 補 正 予 算 債	還 金 か ら 平 つ き 千 円 に	業 費 の 財 源	災 害 復 旧 事 業 費 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に 係 る 元 利 償	災 害 復 旧 費 人 口	3 費 地 域 振 興	者 数
									災 害 復 旧 事 業 費 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に 係 る 元 利 償	災 害 復 旧 費 人 口	3 費 地 域 振 興	者 数	
可 さ れ た 地	業 費 の 財 源	等 に 係 る 事	の 補 正 予 算	成 十 年 度 ま で の 各 年 度	に お い て 国	平 成 四 年 度	八 八 償 還 費 補 正 予 算 債	還 金 か ら 平 つ き 千 円 に	業 費 の 財 源	災 害 復 旧 事 業 費 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に 係 る 元 利 償	災 害 復 旧 費 人 口	3 費 地 域 振 興	者 数

八〇〇	九五〇	五三五
-----	-----	-----

可 さ れ た 地	業 費 の 財 源	等 に 係 る 事	の 補 正 予 算	成 十 年 度 ま で の 各 年 度	に お い て 国	昭 和 六 十 二	八 八 償 還 費 補 正 予 算 債	還 金 か ら 平 つ き 千 円 に	業 費 の 財 源	災 害 復 旧 事 業 費 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に 係 る 元 利 償	災 害 復 旧 費 人 口	3 費 地 域 振 興	者 数
									災 害 復 旧 事 業 費 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に 係 る 元 利 償	災 害 復 旧 費 人 口	3 費 地 域 振 興	者 数	
可 さ れ た 地	業 費 の 財 源	等 に 係 る 事	の 補 正 予 算	成 十 年 度 ま で の 各 年 度	に お い て 国	昭 和 六 十 二	八 八 償 還 費 補 正 予 算 債	還 金 か ら 平 つ き 千 円 に	業 費 の 財 源	災 害 復 旧 事 業 費 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に 係 る 元 利 償	災 害 復 旧 費 人 口	3 費 地 域 振 興	者 数

八〇〇	九五〇	五三三
-----	-----	-----

二四

五
四

一四

五五

財源対策の各年度の元年度まで	度から令和つき	平成十一年	千円に	地方債の額	許可された	別に発行を	において特	成十二年度	年年度及び平	め平成十一	例対策のた	臨時財政特例債償還費	の額	得た地方債	又は許可を	ついて同意	別に発行に	において特	の各年度	和元年度ま

二三

二八

財源対策の各年度の十年度まで	から平成三	平成十年度	千円に	地方債の額	許可された	別に発行を	において特	での各年度	十二年度ま	度から平成	め平成十年	例対策のた	臨時財政特例債償還費	の額	得た地方債	又は許可を	ついて同意	別に発行に	において特	の各年度	三十年度ま

二一

二七

た め 当 該 各 年 度 に お い て 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額 千 円 に つ き	債 償 還 費	個 人 の 道 府	県 民 税 に 係 る 特 別 減 税	等 に よ る 平 成 六 年 度 か ら 平 成 八 年	度 ま で 及 び	平 成 十 一 年	度 か ら 平 成	平 成 十 八 年 度 ま での 各 年 度	別 に 起 こ す に お い て 特 別 な 年 度 を 選 ぶ た め の 減 收 を 補 填 す る た め
た め 当 該 各 年 度 に お い て 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額 千 円 に つ き	債 償 還 費	個 人 の 道 府	県 民 税 に 係 る 特 別 減 税	等 に よ る 平 成 六 年 度 か ら 平 成 八 年	度 ま で 及 び	平 成 十 一 年	度 か ら 平 成	平 成 十 八 年 度 ま での 各 年 度	別 に 起 こ す に お い て 特 別 な 年 度 を 選 ぶ た め の 減 收 を 補 填 す る た め

二四

た め 当 該 各 年 度 に お い て 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額 千 円 に つ き	債 償 還 費	個 人 の 道 府	県 民 税 に 係 る 特 別 減 税	等 に よ る 平 成 六 年 度 か ら 平 成 八 年	度 ま で 及 び	平 成 十 年 度 か ら 平 成	平 成 十 八 年 度 ま での 各 年 度	別 に 起 こ す に お い て 特 別 な 年 度 を 選 ぶ た め の 減 收 を 補 填 す る た め
た め 当 該 各 年 度 に お い て 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額 千 円 に つ き	債 償 還 費	個 人 の 道 府	県 民 税 に 係 る 特 別 減 税	等 に よ る 平 成 六 年 度 か ら 平 成 八 年	度 ま で 及 び	平 成 十 年 度 か ら 平 成	平 成 十 八 年 度 ま での 各 年 度	別 に 起 こ す に お い て 特 別 な 年 度 を 選 ぶ た め の 減 收 を 補 填 す る た め

二四

災 害 全 国 緊 急	東 日本 大 震	度 に お い て	ま で の 各 年	和 元 年 度	平 成 二 十三	千 円 に つき	十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費		十三 臨時財政対策債償還費		十三 臨時財政対策債償還費		十三 臨時財政対策債償還費	
							額	年度から令	の各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の	年度まで か ら令和元	策のため平 成十三年度 つ き	策のため平 成十三年度 つ き	策のため平 成十三年度 つ き	
災 害 全 国 緊 急	東 日本 大 震	度 に お い て	ま で の 各 年	和 元 年 度	平 成 二 十三	千 円 に つき								

一〇三

六一

災 害 全 国 緊 急	東 日本 大 震	度 に お い て	ま で の 各 年	成 三十 年 度	平 成 二 十三	千 円 に つき	十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費		十三 臨時財政対策債償還費		十三 臨時財政対策債償還費		十三 臨時財政対策債償還費		
							額	年度から平	の各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の	年度まで か ら平成三	の各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の	年度まで か ら平成三	策のため平 成十三年度 つ き	策のため平 成十三年度 つ き	策のため平 成十三年度 つ き
災 害 全 国 緊 急	東 日本 大 震	度 に お い て	ま で の 各 年	成 三十 年 度	平 成 二 十三	千 円 に つき									

一〇三

六一

市町村																		
二 土木費	一 消防費	費	化	施	策	債	償	還	十五	国土								
人口	債の額	を得た地方	意又は許可	について同	るため發行	費用に充て	策に要する	土強鞏化施	において國	令和元年度	の額	得た地方債	又は許可を	ついて同意	ため發行に	用に充てる	に要する費	防災施策等
つき 一人に	一一、四〇〇 円										千円に							
市町村																		
二 土木費	一 消防費																	
人口																		
つき 一人に	一一、三〇〇 円																	

3 費 都市計画		2 港湾費		1 道路橋り よう費	
人口	域における 都市計画区	道路の延長 の延長	港湾における 係留施設	道路の延長 の延長	道路の面積 千平方 メートルにつ き
つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	一キロ メートルにつ き
九 九 一	九 九 一	三、 八三〇	一〇、 二〇〇	五、 八六〇	一九〇、 〇〇〇

3 費 都市計画		2 港湾費		1 道路橋り よう費	
人口	域における 都市計画区	道路の延長 の延長	港湾における 係留施設	道路の延長 の延長	道路の面積 千平方 メートルにつ き
つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	一キロ メートルにつ き
九 九 〇	九 九 〇	四、 〇七〇	一〇、 三〇〇	六、 〇三〇	一八九、 〇〇〇

														4
														公園費
		中学校費		小学校費		土木費		下水道費		人口		面積		都市公園の
学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児童数	1	三 教育費	6	その他の	人口	人口	面積	ルメート	人口
つき	につき	つき	つき	つき	につき	一校に	一校に	つき	につき	一人に	一人に	き	ルにつ	一人に
九、 一四七、 〇〇〇	一、 一〇一、 〇〇〇	四二、 六〇〇	一〇、 二四四、 〇〇〇	八九三、 〇〇〇	四四、 六〇〇	一	三 教育費	四	一、 四八〇	九七	九七	三七、 〇〇〇	メート	五三六

														4
														公園費
		中学校費		小学校費		土木費		下水道費		人口		面積		都市公園の
学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児童数	1	三 教育費	6	その他の	人口	人口	面積	ルメート	人口
つき	につき	つき	つき	つき	につき	一校に	一校に	つき	つき	一人に	一人に	き	ルにつ	一人に
八、 六一〇、 〇〇〇	一、 〇九七、 〇〇〇	四二、 三〇〇	九、 四四六、 〇〇〇	八九一、 〇〇〇	四四、 三〇〇	一	三 教育費	四	一、 五四〇	九六	九六	三六、 六〇〇	メート	五三四

費		3 地域振興	2 戸籍住民	1 徵稅費	六 総務費	3 商工行政	2 林野水産	1 農業行政	五 産業経済費	5 清掃費
面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数		人口	者数	林業及び水 産業の従業	農家数	人口
につき 一キロメ ートル	つき 一平方 キロメ ートル	につき 一人に につき 一人に	につき 一世帯 につき 一世帯	につき 一籍に につき 一籍に	につき 一世帯 につき 一世帯	につき 一人に につき 一人に	者数 一、三一〇	林業及び水 産業の従業 四〇〇、〇〇〇	農家数 八八、〇〇〇	人口 一人に 五、〇七〇
一、〇三七、〇〇〇	一、七二〇	二、一七〇	一、一六〇	四、二二〇		一、三一〇				

費		3 地域振興	2 戸籍住民	1 徵稅費	六 総務費	3 商工行政	2 林野水産	1 農業行政	五 産業経済費	5 清掃費
面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数		人口	者数	林業及び水 産業の従業	農家数	人口
につき 一キロメ ートル	つき 一平方 キロメ ートル	につき 一人に につき 一人に	につき 一世帯 につき 一世帯	につき 一籍に につき 一籍に	につき 一世帯 につき 一世帯	につき 一人に につき 一人に	者数 一、三一〇	林業及び水 産業の従業 三三八、〇〇〇	農家数 八七、八〇〇	人口 一人に 五、〇三〇
一、〇三七、〇〇〇	一、七四〇	二、一〇〇	一、一七〇	四、三〇〇		一、三一〇				

八〇〇

八〇〇

九五〇

七 災害復旧費	八 辺地対策事業債償還費	九 補正予算債償還費	業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	災害復旧費につき
において国成十年度までの各年度における平年	に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	昭和六十二年から平年つき	千円につき	千円につき

八〇〇

八〇〇

九五〇

の補正予算 等に係る事 業費の財源 に充てるた め発行を許 可された地 方債に係る 元利償還金 平成十一年 度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か ら令和元年 度までの 各年度にお いて国の補 正予算等に 係る事業費 の財源に充 てるため發 行について 同意又は許 可
千円につき

五三

の補正予算 等に係る事 業費の財源 に充てるた め発行を許 可された地 方債に係る 元利償還金 平成十一年 度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か ら平成三十 年度までの 各年度にお いて国の補 正予算等に 係る事業費 の財源に充 てるため發 行について 同意又は許 可
千円につき

五四

十一　臨時財政										十　地方税減収			可を得た地					
特例債償還費										補填債償還費			方債の額					
許可された	別に発行を	において特	成十二年度	年　度及び平	め平成十一	臨時財政特	例対策のた	つき	の額	得た地方債	又は許可を	ついて同意	別に発行に	において特	度から令	め平成十一	取補填のた	千円に

二八

二四

十一　臨時財政										十　地方税減収			可を得た地					
特例債償還費										補填債償還費			方債の額					
許可された	別に発行を	において特	成十二年度ま	度から平成	め平成十年	臨時財政特	例対策のた	つき	の額	得た地方債	又は許可を	ついて同意	別に発行に	において特	度から平成	め平成十年	取補填のた	千円に

二七

二四

十二 財源対策										債償還費	平成十一年度から令和元年度まで	地方債の額		
度から平成十八年度ま	度まで及び	度まで	等による平成六年度か	る特別減税	個人の市町村民税に係	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	て発行につ	年度におい	財源対策の	ため当該各	の各年度の
度から平成十八年度ま	度まで及び	度まで	等による平成六年度か	る特別減税	個人の市町村民税に係	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	て発行につ	年度におい	財源対策の	ため当該各	の各年度の
度から平成十八年度ま	度まで及び	度まで	等による平成六年度か	る特別減税	個人の市町村民税に係	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	て発行につ	年度におい	財源対策の	ため当該各	の各年度の

六〇

—

		十二 財源対策		十三 減税補填		十四 債償還費	
		平成十年度	から平成三	平成十年度	から平成三	平成十年度	から平成三
十八年度ま から平成	平成十年度 度まで及び	成六年度か ら平成八年	等による平 る特別減税	個人の市町 村民税に係	額	年度にお て発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	の各年度の 財源対策の ため当該各
				千円に つき			十年度まで

六一

—

十五

東日本大

平成二十三

千円に

十四
臨時財政
対策債償還費

の額
臨時財政対
策のため平
成十三年度
から令和元
年まで

千円に
つき

での各年度
の減収を補
填するため
当該各年度
において特
別に起こす
ことができる
こととさ
れた地方債
の額

での各年度
の減収を補
填するため
当該各年度
において特
別に起こす
ことができる
こととさ
れた地方債
の額

一〇三

六一

十五

東日本大

平成二十三

千円に

十四
臨時財政
対策債償還費

の額
臨時財政対
策のため平
成十三年度
から平成三
十年度まで

千円に
つき

での各年度
の減収を補
填するため
当該各年度
において特
別に起こす
ことができる
こととさ
れた地方債
の額

での各年度
の減収を補
填するため
当該各年度
において特
別に起こす
ことができる
こととさ
れた地方債
の額

一〇三

六二

										震災全国緊急 防災施策等債	年度から令 和元年度
										償還費	度において までの各年
										東日本大震 災全国緊急 防災施策等	度において までの各年
費	化施 策債 償還	十六 國土 強鞏	令和 元年 度	の額	得た 地方債	又は許 可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て るために要 する策に要 する土強 鞏化施	得た 地方債	又は許 可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て るために要 する策に要 する土強 鞏化施	用に充てる ため發行に ついて同意 又は許可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て るために要 する策に要 する土強 鞏化施	災全国緊急 防災施策等	度において までの各年
を得た地方	意又は許 可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て るために要 する策に要 する土強 鞏化施	の額	令和 元年 度	の額	得た 地方債	又は許 可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て るために要 する策に要 する土強 鞏化施	得た 地方債	又は許 可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て るために要 する策に要 する土強 鞏化施	災全国緊急 防災施策等	度において までの各年	年度から令 和元年度
		つき		千円に							つき
一											

										震災全国緊急 防災施策等債	年度から平 成三十年度
										償還費	度において までの各年
										東日本大震 災全国緊急 防災施策等	度において までの各年
費	化施 策債 償還	十六 國土 強鞏	令和 元年 度	の額	得た 地方債	又は許 可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て のために要 する策に要 する土強 鞏化施	得た 地方債	又は許 可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て のために要 する策に要 する土強 鞏化施	災全国緊急 防災施策等	度において までの各年	年度から平 成三十年度
を得た地方	意又は許 可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て るために要 する策に要 する土強 鞏化施	の額	令和 元年 度	の額	得た 地方債	又は許 可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て のために要 する策に要 する土強 鞏化施	得た 地方債	又は許 可を ついて同 意又は許 可を るため發 行に充て のために要 する策に要 する土強 鞏化施	災全国緊急 防災施策等	度において までの各年	年度から平 成三十年度
		つき									
一											

別表第二（第十二条第五項関係）	債の額		
市町村	道府県	地 団 体 の 種 類	方
面積 人口	面積 人口	測定単位	
つき つき	一人につき 一平方キロ メートルに	一人につき 一平方キロ メートルに	単位費用
二、二四四、〇〇〇 一七、八〇〇	円	一、一一一、〇〇〇 九、一五〇	円

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	地 団 体 の 種 類	方
面積 人口	面積 人口	測定単位	
つき つき メートルに 一平方キロ	一人につき 一人につき メートルに 一平方キロ	一人につき 一平方キロ 九、〇七〇 一一〇、〇〇〇	単位費用
二、三三〇、〇〇〇	一七、一〇〇	円	円

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部改正（第二条関係）

※ 「現行」は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第三十二条による改正後のもの

（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和二年度から令和三十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和二年度にあつては三十兆七千百二十二億九千五百四十万八千円を、令和三年度から令和六年度までの各年度にあつては三十兆七千百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和七年度から令和三十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
令和三年度	六千億円
令和四年度	七千億円
令和五年度	八千億円

現 行

附 則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和元年度から令和三十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和元年度にあつては三十一兆二千百二十二億九千五百四十万八千円を、令和二年度から令和六年度までの各年度にあつては三十一兆二千百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和七年度から令和三十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
令和二年度	五千億円
令和三年度	六千億円
令和四年度	七千億円
令和五年度	八千億円

令和六年度

九千億円

2・3 略

令和六年度

九千億円

- 2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 令和二年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものと除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 令和二年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号に掲げる額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同条第六号に掲げる額を減額した額とする。

2 令和三年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和三年度から令和十四年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和三年度にあつては前項

の規定により算定した額に第一号に掲げる額を減額した額とし、令和号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額から第三号に掲げる額を減額した額とする。

- 2 令和元年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号及び第三号に掲げる額を加算した額に百七十二億円を加算した額から同条第七号に掲げる額を減額した額とする。

第九条 令和二年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和二年度から令和十四年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和二年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和三年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和

四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	一千六百五十六億円
令和五年度	一千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

(削る)

四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和二年度	一千五百三十三億円
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	一千六百五十六億円
令和五年度	一千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和二年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円

三|
略

二|
略

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和三年度分の交付
税の総額から減額する金額 三千四億四千二百四十八万二千円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和四年度から令和
八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十
億七千七百八万二千円

五 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和
十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千六百三十
三億四千五十八万二千円

（傍線部は改正部分）

		改 正 案	
		附 則	
	（公営競技を行う地方公共団体の納付金）		
	<p><u>第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から令和七年度まで</u> の間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。</p>	現 行	
（令和二年度から令和四年度までの間における地方債の特例等）			
	<p><u>第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和二年度から令和四年度までの間</u> に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、<u>地方交付税法附則第六条第一項</u>の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p>		
2 略	<p>前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところに</p>	現 行	

より、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(退職手当の財源に充てるための地方債の特例)

第三十三条の五の五 地方公共団体は、平成十八年度から令和七年度までの間に限り、当該各年度に支給すべき退職手当（都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条の規定に基づき都道府県が負担する退職手当を含み、市町村にあつては当該都道府県が負担する退職手当を除く。以下この条及び第三十三条の八において同じ。）の合計額が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、退職手当（公営企業に係るものを除く。）の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額であると認められる部分として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

(廃止前暫定措置法に係る地方債の特例)

第三十三条の五の六 都道府県は、令和元年度に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び第三十三条の五の十において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十一年法律第二十五号。以下この条及び第三十三条の五の十において「廃止前暫定措置法」という。）第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三章及び平成二十八年地方税法等改正法附則第

(廃止前暫定措置法に係る地方債の特例)

第三十三条の五の六 都道府県は、平成三十一年度に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び第三十三条の五の十において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十一年法律第二十五号。以下この条及び第三十三条の五の十において「廃止前暫定措置法」という。）第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三章及び平成二十八年地方税法等改正法附則第

三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定による減収額がある場合には、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律等の施行等に伴う地方債の特例)

第三十三条の五の十 略

(河川等におけるしゆんせつ等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の十一 地方公共団体は、令和二年度から令和六年度までの間に限り、河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。）、ダム（同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）及び治山事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設において実施されるしゆんせつ及び樹木の伐採（以下この条において「河川等におけるしゆんせつ等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゆんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

(退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例)

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から令和七年度までの間

三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定による減収額がある場合には、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律等の施行等に伴う地方債の特例)

第三十三条の五の十 略

(退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例)

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成三十七年度までの間

間（次項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2～5 略

間（次項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十三条の八の二 略

2 平成二十九年度から令和七年度までにおける第五条の三第三項及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同条第十項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 平成二十九年度から平成三十七年度までにおける第五条の三第三項及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同条第十項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部改正（第四条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（地方特例交付金の交付）	（地方特例交付金の交付）
<p>第二条 略</p> <p>2 地方特例交付金の種類は、個人住民税減収補填特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）、自動車税減収補填特例交付金（自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度及び令和二年</p> <p>において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度及び令和二年</p> <p>において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。</p>	<p>第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。</p> <p>2 地方特例交付金の種類は、個人住民税減収補填特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）、自動車税減収補填特例交付金（自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収額を埋めるために平成三十一年度及び平成三十二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収額を埋めるために平成三十一年度及び平成三十二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。</p>
<p>3 每年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額（令和元年度及び令和二年</p> <p>度の各年度にあつては、当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における第三条の二第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の三第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額）とする。</p>	<p>3 每年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額（平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度にあつては、当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における第三条の二第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の三第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額）とする。</p>

4 每年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額（令和元年度及び令和二年度）の各年度にあつては、当該額に当該年度において第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額及び当該年度において第三条の三第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額）とする。

（自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の二 令和元年度及び令和二年度 の各年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 令和元年度及び令和二年度 の各年度分として各都道府県に対し交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額（自動車税税率特例等による当該年度分の自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3 令和元年度及び令和二年度

の各年度分として各市町村に対して

4 每年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額（平成三十一年度及び平成三十二年度）の各年度にあつては、当該額に当該年度において第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額及び当該年度において第三条の三第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額）とする。

（自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の二 平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として各都道府県に対し交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額（自動車税税率特例等による当該年度分の自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3 平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として各市町村に対して

交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一・二 略

交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一 当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第一百七十七条の六第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道の延長及び面積（同項に規定する市町村道の延長及び面積をいう。）により按分した額

二 当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第一百七十七条の六第二項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の三十五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等の延長及び面積（同項に規定する一般国道等の延長及び面積をいう。以下この号において同じ。）のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額

（軽自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の三 令和元年度及び令和二年度

の各年度分として交付すべ

き軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 令和元年度及び令和二年度

の各年度分として各市町村に対して

第三条の三 平成三十一年度及び平成三十二年度

の各年度分として交付すべ

き軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2

平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として各市町村に対して

交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額（軽自動車税税率特例等による当該年度分の軽自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

（地方特例交付金の交付時期）

第五条 略

交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額（軽自動車税税率特例等による当該年度分の軽自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

（地方特例交付金の交付時期）

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する個人住民税減収補填特例交付金の額に当該年度の個人住民税減収補填特例交付金総額の前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額

る地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付
金の額を控除した額

2 令和元年度 における前項の規定の適用については、同項の表四月の

項中「個人住民税減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額」とあるのは「前年度の地方特例交付金の総額」とし、令和二年度 における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、都道府県にあつては、前年度の当該都道府県に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を、市町村にあつては、前年度の当該市町村に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の合算額を、それぞれ加算した額」とする。

3 5 略

3 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規

定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参照して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例

2 平成三十一年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の

項中「個人住民税減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額」とあるのは「前年度の地方特例交付金の総額」とし、平成三十一年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、都道府県にあつては、前年度の当該都道府県に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を、市町村にあつては、前年度の当該市町村に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の合算額を、それぞれ加算した額」とする。

交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第七条 略

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第七条の二 総務大臣は、地方特例交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後初めて第四条第一項の規定により決定又は変更する額に加算し、又はこれから減額した額をもつて各都道府県及び各市町村に交付すべき額とするものとする。

(地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第七条 略